

令和3年1月8日

各 位

(千葉県私学教育振興財団)
(千葉県私立大学短期大学協会)
(千葉県私立中学高等学校協会)
(千葉県私立小学校協会)
(全千葉県私立幼稚園連合会)
(千葉県専修学校各種学校協会)

公益財団法人 千葉県私学教育振興財団
事務局長 内田 文雄

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の再発令に伴う
千葉県私学教育振興財団事務局の対応について

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再度発令され、国の基本的対処方針を踏まえ、千葉県知事より県民・事業者への協力要請がありました。

つきましては、当財団事務局の業務執行について、下記のと通りの対応を取ることといたしましたので、関係の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 職員は時差出勤とし、始業時間を9時30分、終業時間を16時30分とする。
- 交代制勤務により出勤人数を抑制する。
- やむを得ない理由により時間外勤務を行う場合は、原則として20時までとし、終業後の不要不急の外出の自粛に努める。

(実施期間)

- ・令和3年2月7日までの間。ただし、緊急事態宣言の期間が短縮又は延長された場合は、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間とする。